

## 身体障害者手帳の申請受付・交付

### 【移譲の概要】

- 全市町に移譲（指定都市・中核市は法定）

### 【市町の声】～全移譲市町が、具体的な成果があったと回答

- 移譲前は、申請書を県に送付し審査された後、手帳が交付されていたため、住民の手元に届くまでに時間を要し、サービス開始に影響していたが、移譲後はそうした時間を短縮でき、住民福祉に寄与できている。（申請から交付まで、1週間程度短縮）
- 手帳取得を条件とする他の福祉制度の利用に際しても、申請や決定に至るまでの期間が短縮した。（例えば、重度医療受給者証（対象は身体障害者手帳か療育手帳の交付を受けている人）の交付時間が短縮し、医療費の償還払いの件数が減少し事務が効率化）
- 手帳申請時に診断書を確認するようになり、特別児童扶養手当などの各種サービスへの案内を的確に実施し、円滑にサービスを開始できる。